

佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

第十一条第四号中「五日」を「七日」に改め、同条第八号中「非常災害」を「災害」に改め、同条第九号を次のように改める。

- 九 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるときは、七日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
- イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。